

## 佐世保情報産業プラザ 創業者育成室入居者募集要綱

### 1. 施設の所在及び名称

所在:佐世保市崎岡町2720-8

名称:佐世保情報産業プラザ

### 2. 入居者募集スペースについて

佐世保情報産業プラザ内に、創業者育成室を入居スペースとして用意しております。今回、1Fに3部屋(23㎡×1部屋・22㎡×2部屋)設置する創業者育成室の内2部屋分の募集を行います。

### 3. 佐世保情報産業プラザの概要

#### (1) 施設設置の目的

この施設は、本県において、コンテンツ関連や情報サービス関連等の情報関連産業の新しい産業の集積を図り、本県第三次産業の高度化、雇用の創出による本県経済の活性化を進めるために整備されている佐世保ニューテクノパーク(仮称)内にその支援拠点施設として建設されています(入居可能日:入居審査以降随時)。

#### (2) 施設の特徴

##### ① 共用ゾーン

入居企業や地場企業の人材育成や作品制作など、企業活動支援のための「3次元設計・コンピューターグラフィック室」、「映像コンテンツ制作室」、商談や各種相談の時に利用する「商談ブース」、イベントやセミナー、県の各種支援を実施する場としての「大小会議室」、などの共用ゾーンを設置し、入居者の利便に資するほか、この施設を長崎県北地域における起業や自立のための拠点として広く利用していただけるようになっております。

②施設については、地震災害に備えた免震構造を採用した建物となっています。

#### (3) 施設の構成

##### ●入居スペース

【1階】 23㎡×1部屋

22㎡×2部屋 ←今回募集

※各部屋の許容荷重は 300 kg/㎡ です。

※各部屋の電源容量は 50 VA/㎡ です。

##### ○共用スペース

【1階】 ・3次元設計・コンピューターグラフィック室、映像コンテンツ制作室、  
商談ブース、大会議室、小会議室、コインシャワー室、リラックスルーム

【2階】 ・サーバ保管室

【3階】 ・小会議室

#### (4) 入居期間

- ・原則3年以内、最長5年

※空き部屋がある場合には、施設内転居は可能です。ただし、入居期間は通算します。

#### (5) 入居使用料(月額)

- ・ 1年以内 760 円/㎡
- ・ 1年を超え2年以内 1,140 円/㎡
- ・ 2年を超え3年以内 1,520 円/㎡
- ・ 3年を超え5年以内 1,520 円/㎡

※ 使用年限に応じて徐々に上がっていく逓増方式です。

施設内転居をした場合、使用料の算定基準は「通算入居期間」となります。

#### (6) 光熱費

電気代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。

### 3. 入居者への支援について

この施設には、指定管理業者の管理担当者が常駐するほか、具体的な創業支援や各種企業相談に対応するためにインキュベーション・マネージャーが常駐し、事業化及び事業の成長・発展に係る支援を行います。

### 4. 応募資格及び入居条件

創業者育成室の使用申請者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 新たに創業しようとするものであること又は使用開始時点で創業後5年を経過していないものであること。
- (2) ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業等の情報関連企業であること。

### 5. 入居申請

次に掲げる全ての書類を添えて申請してください。【別添の作成要領を確認して作成提出願います。】

- (1) 佐世保情報産業プラザ使用許可申請書…様式第2号:表紙として申請代表者が捺印(会社は代表取締役印)の上、ご提出下さい。
- (2) 事業計画書…様式第2-2:事業コンセプト(市場性・競合性・成長性)や事業実施上の課題等、事業計画全体の妥当性を判断するものです。
- (3) 申請者の概要…様式第2-3:申請者(代表者)のプロフィール等について記載して下さい。
- (4) 施設使用計画書…様式第2-4:施設使用の目的を明確にして下さい。
- (5) 企業情報報告書…様式第2-5:(別紙含む)企業の概要を記載して下さい。ただし個人の場合には、別紙のみの提出で結構です。
- (6) 住民票の写し(個人の場合)又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- (7) 直近の決算書(法人の場合のみ)

なお、審査の結果、創業者育成室の使用が許可された申請者については、入居までに次に示す書類を提出してください。(入居申請時には提出不要です)

**◆県税及び市町村税に未納がないことを証明する納税証明書**  
**※この書類が提出されない場合には、入居の承認を取り消します。**

## 6. 入居の手続き

### (1) 決定手順

使用決定については関係機関、有識者等からなる入居審査会を開催し申請書の内容から、事業計画等が佐世保情報産業プラザの設置目的に適しているかどうかを確認し、決定いたします。

なお、協議経過については通知いたしません。また、提出された申請書類等の提出資料は返却いたしませんのでご了承下さい。

### (2) 申請書類の確認方法

提出された申請書類について、応募要件を満たしているかなど形式面を確認した後、事業計画の概要について確認を行います。応募の要件を満たしていない申請については、対象から除外されます。

### (3) 決定方法

事業の成長可能性や、県内産業への波及効果など、その内容について比較検討した上で決定いたします。

### (4) 結果の通知等

審査結果については、決定次第、速やかに申請者に対して文書にて通知します。

### (5) 実際の入居について

施設の運営・管理全般については、指定管理者が行うこととなっており、入居者決定についても指定管理者が行いますので、後日、使用許可書が交付されます。

## 7. 申請書類の作成・提出等

### (1) 申請書類の作成

申請者は、別途「佐世保情報産業プラザ 創業者育成室 使用許可申請書類作成要領」に基づいて申請書類を作成し、必要部数(3セット:正1部、副2部。副については写しでも可)を提出してください。

(注1) 書類に不備等がある場合は、申請対象となりません。作成要領をご覧ください、注意して記入してください(申請書類の書式は勝手に変更しないでください)。

### (2) 申請書類の提出先

〒859-3226 長崎県佐世保市崎岡町 2720-8

佐世保情報産業プラザ 管理事務所 指定管理者

電話:0956-20-5051

FAX:0956-39-2810

E-Mail : shitei-k001@sasebo-jsp.jp

(3) 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、上記(2)の提出先で受け付けております。

以上